

不利益処分の処分基準

処 分 名		損害賠償受給額相当額の返還命令		
根拠法令及び条項		予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)第 14 条第 2 項		
所 管 部 課 名		市民健康部 保健センター		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	予防接種法第 14 条第 2 項に判断基準が記載してあるが、具体的な基準はなし		
	設定年月日	平成 13 年 9 月 18 日	最終変更年月日	
備 考				